特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	個人住民税の賦課に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
岩国市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
山口県岩国市長

公表日
令和8年10月9日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2） 変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の内容	・地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法令及びこれらの法令に基づく条例により、個人住民税の賦課期日現在市内に住所を有する個人又は市内に住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人に対し、個人住民税（市・県民税）の賦課を行う。 ・個人住民税の賦課情報に基づき、課税証明書・所得証明書の発行を行う。 ・特定個人情報ファイルは、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務に利用している。 ① 個人住民税の課税標準の決定若しくは更正、税額の決定若しくは更正又は賦課決定通知書の送達、調査(犯則事件の調査を含む。) ② 個人住民税の障害者控除の適用 ③ 個人住民税の減免 ④ 個人住民税の課税（家屋敷・事業所課税） ⑤ 個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除の適用 ⑥ 個人住民税の非課税者の把握（賦課期日の生活扶助者） ⑦ 個人住民税の社会保険料控除の額の確認 （国民健康保険（税）・後期高齢者医療保険・介護保険の収納額） ⑧ 他市町村分資料の回送
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	住記・税システム
②システムの機能	1. 個人課税情報照会・更新 ： 個人市民税に関する課税情報を照会・更新する。 2. 課税資料照会・更新 ： 個人市民税に関する課税資料を照会・更新する。 3. 事業所宛名照会・更新 ： 課税資料を提出する事業所情報を照会・更新する。 4. 国税連携 ： 国税連携データの取込み・照会を行う。 5. 年金特徴対象者情報 ： 公的年金支払者からの年金特別徴収対象者情報を記録する。 6. 住民税管理 ： 課税異動データの把握や諸帳票、調査リストの作成を行う。 7. 住民税環境設定 ： 通知書の交付日、納期限の設定を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	共通宛名システム
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、 既存業務システム及び中間サーバーに対し返却する。 2. 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、 管理する機能 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く 宛名情報等を通知する機能 4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を 通知する機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー　　）
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を 特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び 情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報 (連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと個人情報を保有・管理するシステムとの間で情報照会内容、情報提供内容、 特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等の記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、 情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能 8. セキュリティ管理機能 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や 特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム4	
①システムの名称	審査システム（eLTAX）
②システムの機能	1. 地方税ポータルシステム（eLTAX）は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会（平成31年４月１日から地方税共同機構に移行）が構築したシステムであり、平成17年１月から運用が開始されたシステム。 2. このシステムでは、固定資産税（償却資産）、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるもの。 3. 地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受付した電子データは、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて、審査システム（eLTAX）で受領する。 4. 審査システム（eLTAX）は、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。 ①審査システム（eLTAX）から税務システムへの連携：申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから審査システム（eLTAX）への連携：特別徴収税額通知データ 5. 審査システム（eLTAX）には、次の機能等がある。 ①個人住民税 ： 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ②固定資産税（償却資産） ： 償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、償却資産申告書等を受領する。 ③事業所税 ： 事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、事業所税の申告書等を受領する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[○] 税務システム [○] その他　（ 地方税ポータルセンタ（eLTAX） ）
システム5	
①システムの名称	国税連携（eLTAX）
②システムの機能	1. 国税連携システム（eLTAX）は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会（平成31年４月１日から地方税共同機構に移行）が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステム。 2. 国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ（eLTAX）に受付され、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて、国税連携システム（eLTAX）に送付される。 3. 国税連携システム（eLTAX）には、国税庁から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、所得税申告書等データ、法定調書（配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん）データを受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する等の機能がある。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	住民税課税支援システム（税務LAN）
②システムの機能	1. 住民税申告，確定申告の受付入力及び申告書等の帳票印刷 2. 各種データ取込 ・宛名情報取込機能 対象年度の入力処理を行うための宛名情報を取り込む。 ・課税資料情報取込機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を取り込む。 ・社会保険料収納情報取込機能 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の収納情報を取り込む。 3. 課税資料情報入力 ・支払報告書情報入力機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を入力する。 ・申告情報入力機能 申告内容に基づき所得情報や控除情報を入力し、確定申告書、 または住民税申告書の作成を行う。 4. 課税資料チェック機能 各課税資料の関連チェックを行う。 5. 当初課税データ作成機能 住記・税システムで取り込まれる資料（申告書）ファイルの作成を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム7	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税について、オンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ マイナポータル申請管理　）
システム8	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項、別表第24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、第9号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表 (情報提供の根拠となる項)1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,55の 2,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,112,115,124,125,129,130,132, 137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173, (情報照会の根拠となる項)48
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総合政策部 課税課
②所属長の役職名	課税課長
7. 他の評価実施機関	
-	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税賦課情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人及び市外在住の被扶養者
	その必要性	個人住民税の適正な賦課を行うに当たり、特定個人情報が必要であるため。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[○] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [○] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（ メモ　）
	その妥当性	○識別情報　課税対象者を特定するために記録 ○連絡先情報　課税対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握、申告書作成のために記録 ○業務関係情報 ・国税関係情報 ： 課税対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 ： 個人住民税を賦課決定・賦課更正するため算出した個人住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・医療保険関係情報 ： 国民健康保険、後期高齢者医療保険の納付状況に基づき、社会保険料控除額の確認のために記録 ・障害者福祉関係情報 ： 障害者関連の認定情報に基づき、障害者控除の適用を判定するために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報 ： 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定、減免を行うために記録 ・介護・高齢者福祉関係情報 ： 障害者関連の認定情報に基づき、障害者控除の適用を判定するため、介護保険の納付状況に基づき、社会保険料控除額の確認のために記録 ・雇用・労働関係情報 ： 特別徴収先の事業所を把握するために記録 ・年金関係情報 ： 課税対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特別徴収税額の計算を行うために記録 ・その他 ： 申告相談等で聴取した内容や処理状況等の業務に関するメモを記録
	全ての記録項目	別添1を参照。

⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総合政策部 課税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、保険年金課、高齢者支援課、障害者支援課、生活支援課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、日本年金機構 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） [○] 民間事業者 （ 給与支払報告者、公的年金支払報告者(日本年金機構を除く。) ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ LGWAN、インターネット回線 ）
③使用目的 ※		各種課税資料の取得、住民税額の算出・通知
④使用の主体	使用部署	総合政策部 課税課、由宇総合支所 市民福祉課、周東総合支所 市民福祉課・玖珂支所、錦総合支所 市民福祉課・美川支所、美和総合支所 市民福祉課・本郷支所
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		① 申告情報の取得 ・住民・国税庁・企業等・年金保険者・他自治体から申告情報を取得する。 ・賦課に必要な情報(生活保護・障害等)を照会し取得する。 ・課税対象者の配偶者、扶養者、専従者で、当市に住所が無い者の情報(住所・所得等)を照会し取得する。 ② 賦課情報の作成・通知 ・各種申告情報、から賦課情報を作成する。 ・納税者(普通徴収対象者の場合)、年金保険者・事業所等(特別徴収対象者の場合)へ税額を通知する。 ③ その他の異動 ・課税資料の提出、課税調査等必要に応じて、徴収方法の変更・税額更正等を行う。 ④ 情報連携の実施 ・情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を実施するため、連携対象の特定個人情報を中間サーバーへ登録し、照会を受けたら都度、情報提供する。
	情報の突合	・取得した申告情報と各種関係情報を突合し、個人特定及び課税・非課税の決定、市・県民税税額の決定を行う【上記①・②】
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] (4) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		住記・税システム管理の委託	
①委託内容		住記・税システムの保守管理及び必要情報の資料登録等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立ソリューションズ西日本	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項2		eLTAXの運用管理	
①委託内容		審査サーバ及び国税受信サーバの維持管理	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請に対する承諾	
	⑥再委託事項	① 年金特徴、審査及び国税連携サービスの利用における現地対応作業 ② 年金特徴、審査及び国税連携サービスの利用における問い合わせ対応	
委託事項3		住民税課税支援システム（税務LAN）管理の委託	
①委託内容		住民税課税支援システム（税務LAN）の保守管理及び必要情報の資料登録等	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立ソリューションズ西日本	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4		課税情報のエントリ	
①委託内容		確定申告書や給与支払報告書、年金支払報告書のエントリ(データパンチ)委託	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		見積もり合わせにより業者を選定	

再委託	④再委託の有無 ※	[　　再委託しない　　] <選択肢> 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 74 ）件 [○] 移転を行っている （ 8 ）件 [ ] 行っていない
提供先1	給与所得に係る特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 （ LGWAN ）
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知　5月ほか随時
提供先2～5	
提供先2	年金所得に係る特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項等
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ LGWAN ）
⑦時期・頻度	・年金特徴停止通知　年12回 ・特別徴収税額通知　年1回（7月）
提供先3	番号法第19条第8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に規定する情報照会者（別紙1参照）
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の該当する項（別紙1参照）
②提供先における用途	番号法第19条第8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に規定する事務（別紙1参照）
③提供する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報

④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者等
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度。
提供先4	番号法第19条第9号に規定する条例事務関係照会者（規則に規定された方法により個人情報保護委員会が公表したもの） ※「提供・移転の有無」の件数にはまとめて1件とする。
①法令上の根拠	番号法第19条第9号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項
②提供先における用途	番号法第19条第9号　個人情報保護委員会が認めた各市町村長等が条例で規定した事務
③提供する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者等
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度。
提供先5	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、地方税法第317条
②提供先における用途	所得税の更正決定、修正申告の勧奨等
③提供する情報	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、岩国市が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、岩国市が所得を計算して個人住民税を課した所得税申告者
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[○] 紙 [○] その他　（ LGWAN　）
⑦時期・頻度	該当者が判明した場合に随時送付する。

提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	生活支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号条例」という。）
②移転先における用途	生活保護に関する事務、中国残留邦人等支援給付等に関する事務、生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人、市外在住の被扶養者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[○] 紙 [ ] その他　（　　）
⑦時期・頻度	申請受けたら都度、保護費決定に伴う調査時
移転先2～5	
移転先2	障害者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号条例
②移転先における用途	重度心身障害者医療費の助成に関する事務、自立支援給付（更生医療）に関する事務、自立支援給付（育成医療）に関する事務、自立支援給付（精神通院）に関する事務、特別児童扶養手当の支給に関する事務、特別障害者手当等の支給に関する事務、障害児通所給付費等の給付決定に関する事務、身体障害者福祉法による障害福祉サービス等へのやむを得ない措置に関する事務、知的障害者福祉法による障害福祉サービス等へのやむを得ない措置に関する事務、自立支援給付費（自立支援医療費を除く）の支給に関する事務、日常生活用具給付等事業の支給決定に関する事務、移動支援事業に関する事務、日中一時支援事業に関する事務、訪問入浴サービスに関する事務、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付に関する事務、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業に関する事務
③移転する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人、市外在住の被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　　）
⑦時期・頻度	賦課決定時及び更正時、申請・事案の発生の都度

移転先3	こども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号条例
②移転先における用途	乳幼児医療費の助成に関する事務、ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務、こども医療費の助成に関する事務、児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務、児童扶養手当関係事務、児童手当関係事務、母子保健に関する事務
③移転する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人、市外在住の被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	賦課決定時及び更正時、申請・事案の発生の都度
移転先4	健康推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号条例
②移転先における用途	母子保健に関する事務
③移転する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人、市外在住の被扶養者
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[○] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	申請を受けたら都度
移転先5	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号条例
②移転先における用途	国民健康保険に関する事務、後期高齢者医療制度に関する事務、介護保険に関する事務
③移転する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人、市外在住の被扶養者

⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	賦課決定時及び更正時、申請・照会を受けたら都度
移転先6～10	
移転先6	高齢者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号条例
②移転先における用途	介護保険に関する事務、養護老人ホームの入所措置に関する事務
③移転する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　 1万人以上10万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人、市外在住の被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	申請を受けたら都度
移転先7	建築住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号条例
②移転先における用途	公営住宅の管理に関する事務、改良住宅の管理に関する事務、特定公共賃貸住宅の管理に関する事務
③移転する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　 1万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人、市外在住の被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	賦課決定時及び更正時、申請を受けたら都度、収入状況の報告を請求する必要がある時

移転先8	保育幼稚園課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号条例
②移転先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務
③移転する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人、市外在住の被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	申請を受けたら都度
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所　※	庁舎においては、閉庁時・時間外にはセキュリティゲートにて入館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。 なおサーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 受託事業者で管理されているeLTAXの審査サーバ及び国税受信サーバは、次の建物自体（場所）に設置されている。 ・耐震性能は震度6強相当の地震にも耐えうる建物 ・水害対策として海岸線より離れた場所 ・自治体が定めている『液状化がほとんど発生しない地域』並びに『0.2m以上浸水しない場所』 また建物内は次のとおりセキュリティ対策が実施されている。 ・24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施並びに入退室チェックを実施している。 ・各ポイント毎に監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保している。 ・生体認証で入退出を行うマシン室内のサーバについては鍵付きラック内に設置されている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。

7. 備考

－

（別添１）特定個人情報ファイル記録項目

別紙2のとおり

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号の入手時における届出・申請の内容及び本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 （eLTAXからの入手分） 〇本人又は本人の代理人、〇給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） 　地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 〇公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 　公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 〇国税庁 　国税庁から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁が岩国市を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 また、審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）では、上記のとおり、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ 住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
個人番号の取得時に十分な本人確認が行われるように、個人情報保護委員会が作成した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」（以下「ガイドライン」という。）及び関係法令等の周知並びに職員研修等の実施によって職員の実務能力及び意識の向上を図る。	

3. 特定個人情報の使用

リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用事務を取り扱わない部署における情報照会画面では、個人番号を非表示とする。 ・住記・税システムに対する不要なアクセスを防止するため、利用権限の設定を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を行う。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は7年間保存する。アクセスログの出力を毎月行い、分析・確認をしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

＜従業者が事務外で使用するリスクに対する措置＞
・外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。
・各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。

＜特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク＞
・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているサーバ室での作業に限定されている。
・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末に限定し、特定の記録媒体にのみ許可している。
・特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。
・保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。
・機器を廃棄もしくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置から全ての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。
・端末の持出し、私物PCの接続は禁止している。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	①　秘密保持義務（業務契約終了後も含む。） ②　再委託の禁止又は制限 ③　目的外利用の禁止 ④　個人情報が記録された資料等の複写又は複製の禁止又は制限 ⑤　事故発生又はその恐れがある場合における報告義務 ⑥　業務の実施状況及び個人情報の取扱状況についての調査権限 ⑦　個人情報の持ち出しの禁止又は制限 ⑧　委託契約終了後の個人情報の返却又は廃棄 ⑨　漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ⑩　個人情報を取り扱う従業者の明確化	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	再委託申請書の提出を求め、委託先との機密保持規定の遵守を徹底させている。 なお審査サーバ及び国税受信サーバの維持管理委託にあたっては、受託者において、再委託先時には、特定個人情報ファイルの扱いを禁止している。	
その他の措置の内容	定期的な打ち合わせ等において、委託先における個人情報の取扱い状況等について確認するとともに注意喚起を行っている。 （eLTAX分） 国税連携システム（eLTAX）の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証（又はプライバシーマーク）を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成25年総務省告示第206号）の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。 審査システム（eLTAX）の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　定めている　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法関係法令で定められた事項についてのみ提供・移転を行うこととし、情報提供ネットワークによらない提供・移転についても記録（アクセスログ）を残す。 （eLTAXで提供する分） 〇給与支払者、〇公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 審査システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 〇国税庁 国税連携システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 ・国税連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 外部媒体への情報の書き込みはできないように制限されており、やむを得ない場合は情報セキュリティ管理者の承認を得た上で指定された端末で行う。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置＞
・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。

（eLTAXで提供する分）
〇給与支払者
審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には閉域網であるLGWANを用いており、また、提供を受ける者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、地方税ポータルセンタ（eLTAX）に利用者IDとパスワードを用いてログインし、確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。
〇公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）
審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。地方税ポータルセンタ（eLTAX）から公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、地方税共同機構がセキュリティ便により提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようにしている。
〇国税庁
国税連携システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。国税連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従い行っている。
＜誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク＞
・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定しており、誤った相手への連携は発生しない。
・個人情報が正確かつ最新であることを、定期的に確認する手順、不正確または最新ではないことが判明した場合の訂正の手順が明確になっている。

（eLTAXで提供する分）
〇給与支払者
審査システム（eLTAX）において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。
〇公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）
審査システム（eLTAX）において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）からDVDで提供する公的年金等支払者との間は、地方税ポータルセンタ（eLTAX）が提供情報をDVDに記録の上、セキュリティ便により提供している。
〇国税庁
国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。岩国市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。岩国市から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）　[　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 （※2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び番号法第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1）発生あり 2）発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	＜岩国市における物理的対策＞ ①申請書等について、入力及び照合した後は、施錠できるキャビネット等に保管する。 ②サーバ室の、入退室管理を行う。 ③許可された者のみ、定められた方法によりサーバ室への入室が可能となっている。 ④バックアップ媒体は、サーバ室内の施錠管理されている場所で保管する。 ⑤停電（落雷等）によるデータ消失を防ぐため、無停電電源設備を付設する。 ＜eLTAXの審査サーバ及び国税受信サーバの受託事業者における物理的対策＞ 特定個人情報を保管している建物内のセキュリティ対策として24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施及び入退室チェックを実施している。 また各ポイント毎に監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保しており、特定個人情報を取得するために審査サーバ及び受信サーバへアクセスを行う端末は、ICカードを用いて入館を行うマシン室に設置しており、マシン室は監視カメラを設置し、監視を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをサーバ室に構築し、設置場所への入退室者管理・施錠管理をすることとしている。 ＜ガバメントクラウドにおける物理的対策＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜岩国市における技術的対策＞ ①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 ②不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜eLTAXの審査サーバ及び国税受信サーバの受託事業者における技術的対策＞ 特定個人情報のデータについては、日々、データのバックアップを実施しており、復旧を行うことが可能である。 特定個人情報を取得するために審査サーバ及び国税連携受信サーバへのアクセスを行う端末には別途、セキュリティソフトをインストールしており、外部媒体等へのコピーを制御している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける技術的対策＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和４年１０月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜マイナポータル申請管理における技術的対策＞ ①LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ②マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	「ガイドライン」及び関係法令等並びに「岩国市情報セキュリティポリシー」について、その内容を職員に周知する。 事務取扱担当者については、eラーニング等による研修を実施し、セキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を行っている。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー･プラットフォームの業務に就く場合は、運用マニュアル等について研修を行うこととしている。	

10. その他のリスク対策
＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用･監視を実現する。 ＜審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）における措置＞ 　審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を受けている。 　また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を受けている。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	岩国市役所 総務部総務課 文書法令班 〒740-8585　岩国市今津町一丁目14番51号 電話:0827-29-5031(直通)　FAX:0827-21-3337
②請求方法	指定様式による書面の提示により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	岩国市役所 総合政策部課税課 市民税班 〒740-8585　岩国市今津町一丁目14番51号 電話:0827-29-5054(直通)　FAX:0827-24-4206
②対応方法	問合せを受け付けた際、その対応内容について記録を残す。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年6月27日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	－
②実施日・期間	－
③主な意見の内容	－
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	－
②方法	－
③結果	－

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 （別添1）特定個人情報ファイル記録項目	記載無し	申告支援システム続き　（別添1）特定個人情報ファイル記録項目 (4) 【課税資料ファイル（申告書情報）】 イメージ画像作成フラグ、KSK独自_（一表）電子証明書等特別控除額、KSK独自_（三表）株式未公開収入金額、KSK独自_（三表）株式未公開所得金額、KSK独自_（五表）電子証明書等特別控除額、最終連携日（ホスト）	事後	制度改正に伴う項目の追加による変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 （別添1）特定個人情報ファイル記録項目	記載無し	【課税資料ファイル（申告書第一表情報）】 収入_営業等区分、収入_農業区分、収入_不動産区分1、収入_不動産区分2、収入_雑：その他区分、口座情報提供同意区分、通知希望区分（加算税）	事後	制度改正に伴う項目の追加による変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 （別添1）特定個人情報ファイル記録項目	記載無し	申告支援システム続き　（別添1）特定個人情報ファイル記録項目 (4) 【課税資料ファイル（申告書第二表情報）】 特定配当・特定譲渡の申告不要	事後	制度改正に伴う項目の追加による変更

令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報の入手・使用 ③入手元	評価実施機関内の他部署 （市民課、保険年金課、介護保険課、高齢障害課、社会課）	評価実施機関内の他部署 （市民課、保険年金課、高齢者支援課、障害者支援課、生活支援課）	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4 ③委託先名	株式会社ウェルウェル	見積り合わせにより業者を選定	事後	委託先選定の方法に伴う見直し
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1	社会課	生活支援課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2 ②移転先における用途	乳幼児医療費の助成に関する事務、ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務、こども医療費の助成に関する事務	削除	事後	組織見直しによる変更

令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先3	こども支援課	こども家庭課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先3 ②移転先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	削除	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先3 ②移転先における用途	記載無し	乳幼児医療費の助成に関する事務、ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務、こども医療費の助成に関する事務、母子保健に関する事務	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先3 ⑦時期・頻度	申請を受けたら都度	賦課決定時及び更正時、申請・事案の発生の都度	事後	組織見直しによる変更

令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先6	介護保険課	高齢者支援課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先6 ②移転先における用途	記載無し	介護保険に関する事務、養護老人ホームの入所措置に関する事務	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先8	高齢者支援課	保育幼稚園課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先8 ②移転先における用途	介護保険に関する事務、養護老人ホームの入所措置に関する事務	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	事後	組織見直しによる変更

令和5年7月28日	Ⅴ　評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	令和4年7月29日	令和5年7月28日	事後	基礎項目評価書公表に伴う変更
令和6年12月26日	Ⅰ　基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条（利用範囲）第1項、別表第1の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条	番号法第9条（利用範囲）第1項、別表第24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条	事後	番号法改正による変更
令和6年12月26日	Ⅰ　基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号、第9号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠となる項）1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121 （別表第2における情報照会の根拠となる項）27 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 上記、番号法別表第2における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	番号法第19条第8号、第9号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号） （情報提供の根拠となる項） 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98106,108,115,124,125129,130,132,137138,140,141,142,144,147,151,152155,156,158,160,161163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173, （情報照会の根拠となる項）48	事後	番号法改正による変更
令和6年12月26日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5,特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	提供を行っている　62件	提供を行っている　70件	事後	番号法改正による変更
令和6年12月26日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5,特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3	番号法第19条第8号、別表第2に規定する情報照会者（別紙1参照）	番号法第19条第8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に規定する情報照会者（別紙1参照）	事後	番号法改正による変更

令和6年12月26日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第2の該当する項（別紙1参照）	番号法第19条第8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の該当する項（別紙1参照）	事後	番号法改正による変更
令和6年12月26日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3 ②提供先における用途	番号法第19条第8号、別表第2に規定する事務（別紙1参照）	番号法第19条第8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に規定する事務（別紙1参照）	事後	番号法改正による変更
令和6年12月26日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4	番号法第19条第9号　番号法第19条第8号に規定する別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて個人情報保護委員会規則で定める本人同意を得た情報照会者（規則に規定された方法により個人情報保護委員会が公表したもの）　※「提供・移転の有無」の件数にはまとめて1件とする。	番号法第19条第9号に規定する条例事務関係照会者（規則に規定された方法により個人情報保護委員会が公表したもの）　※「提供・移転の有無」の件数にはまとめて1件とする。	事後	番号法改正による変更

令和6年12月26日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去	庁舎においては、閉庁時・時間外にはセキュリティゲートにて入館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。 なおサーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 受託事業者で管理されているeLTAXの審査サーバ及び国税受信サーバは、次の建物自体（場所）に設置されている。 ・耐震性能は震度6強相当の地震にも耐えうる建物 ・水害対策として海岸線より離れた場所 ・自治体が定めている『液状化がほとんど発生しない地域』並びに『0.2m以上浸水しない場所』 また建物内は次のとおりセキュリティ対策が実施されている。 ・24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施並びに入退室チェックを実施している。 ・各ポイント毎に監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保している。 ・生体認証で入退出を行うマシン室内のサーバについては鍵付きラック内に設置されている。	庁舎においては、閉庁時・時間外にはセキュリティゲートにて入館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。 なおサーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 受託事業者で管理されているeLTAXの審査サーバ及び国税受信サーバは、次の建物自体（場所）に設置されている。 ・耐震性能は震度6強相当の地震にも耐えうる建物 ・水害対策として海岸線より離れた場所 ・自治体が定めている『液状化がほとんど発生しない地域』並びに『0.2m以上浸水しない場所』 また建物内は次のとおりセキュリティ対策が実施されている。 ・24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施並びに入退室チェックを実施している。 ・各ポイント毎に監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保している。 ・生体認証で入退出を行うマシン室内のサーバについては鍵付きラック内に設置されている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウドにおける措置に伴う変更
令和6年12月26日	Ⅲ　リスク対策 2.特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	個人番号の取得時に十分な本人確認が行われるように、特定個人情報保護委員会が作成した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（以下、「ガイドライン」という。）及び関係法令等の周知並びに職員研修等の実施によって職員の実務能力及び意識の向上を図る。	個人番号の取得時に十分な本人確認が行われるように、個人情報保護委員会が作成した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」（以下「ガイドライン」という。）及び関係法令等の周知並びに職員研修等の実施によって職員の実務能力及び意識の向上を図る。	事後	記載誤りの修正

令和6年12月26日	Ⅲ　リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 （※2）番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 （※2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び番号法第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	事後	番号法改正による変更

令和6年12月26日	Ⅲ　リスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	＜岩国市における物理的対策＞ ①申請書等について、入力及び照合した後は、施錠できるキャビネット等に保管する。 ②サーバ室の、入退室管理を行う。 ③許可された者のみ、定められた方法によりサーバ室への入室が可能となっている。 ④バックアップ媒体は、サーバ室内の施錠管理されている場所で保管する。 ⑤停電（落雷等）によるデータ消失を防ぐため、無停電電源設備を付設する。 ＜eLTAXの審査サーバ及び国税受信サーバの受託事業者における物理的対策＞ 特定個人情報を保管している建物内のセキュリティ対策として24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施及び入退室チェックを実施している。 また各ポイント毎に監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保しており、特定個人情報を取得するために審査サーバ及び受信サーバへアクセスを行う端末は、ICカードを用いて入館を行うマシン室に設置しており、マシン室は監視カメラを設置し、監視を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをサーバ室に構築し、設置場所への入退室者管理・施錠管理をすることとしている。	＜岩国市における物理的対策＞ ①申請書等について、入力及び照合した後は、施錠できるキャビネット等に保管する。 ②サーバ室の、入退室管理を行う。 ③許可された者のみ、定められた方法によりサーバ室への入室が可能となっている。 ④バックアップ媒体は、サーバ室内の施錠管理されている場所で保管する。 ⑤停電（落雷等）によるデータ消失を防ぐため、無停電電源設備を付設する。 ＜eLTAXの審査サーバ及び国税受信サーバの受託事業者における物理的対策＞ 特定個人情報を保管している建物内のセキュリティ対策として24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施及び入退室チェックを実施している。 また各ポイント毎に監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保しており、特定個人情報を取得するために審査サーバ及び受信サーバへアクセスを行う端末は、ICカードを用いて入館を行うマシン室に設置しており、マシン室は監視カメラを設置し、監視を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをサーバ室に構築し、設置場所への入退室者管理・施錠管理をすることとしている。 ＜ガバメントクラウドにおける物理的対策＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	ガバメントクラウドにおける措置に伴う変更

令和6年12月26日	Ⅲ　リスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜岩国市における技術的対策＞ ①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 ②不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜eLTAXの審査サーバ及び国税受信サーバの受託事業者における技術的対策＞ 特定個人情報のデータについては、日々、データのバックアップを実施しており、復旧を行うことが可能である。 特定個人情報を取得するために審査サーバ及び国税連携受信サーバへのアクセスを行う端末には別途、セキュリティソフトをインストールしており、外部媒体等へのコピーを制御している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	＜岩国市における技術的対策＞ ①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 ②不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜eLTAXの審査サーバ及び国税受信サーバの受託事業者における技術的対策＞ 特定個人情報のデータについては、日々、データのバックアップを実施しており、復旧を行うことが可能である。 特定個人情報を取得するために審査サーバ及び国税連携受信サーバへのアクセスを行う端末には別途、セキュリティソフトをインストールしており、外部媒体等へのコピーを制御している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	ガバメントクラウドにおける措置に伴う変更
			（続き） ＜ガバメントクラウドにおける技術的対策＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる		

令和6年12月26日	Ⅴ　評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	令和5年7月28日	令和6年12月26日	事後	基礎項目評価書公表に伴う変更
令和7年6月27日	Ⅰ　基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]その他（eLTAXシステム、国税連携システム）	[　　]その他（　　）	事後	USBでのやりとりは、接続に含めないため削除
令和7年6月27日	Ⅰ　基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	[○]その他（eLTAXシステム、国税連携システム）	[　　]その他（　　）	事後	USBでのやりとりは、接続に含めないため削除
令和7年6月27日	Ⅰ　基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	申告支援システム	住民税課税支援システム（税務LAN）	事後	システム委託業者の変更によるもの
令和7年6月27日	Ⅰ　基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、第9号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号） （情報提供の根拠となる項） 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98106,108,115,124,125129,130,132,137138,140,141,142,144,147,151,152155,156,158,160,161163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173, （情報照会の根拠となる項）48	番号法第19条第8号、第9号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号）第2条の表 （情報提供の根拠となる項） 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173, （情報照会の根拠となる項）48	事後	番号法改正による変更

令和7年6月27日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 （別添1）特定個人情報ファイル記録項目	住記・税システム　（別添1）特定個人情報ファイル記録項目 【課税マスタ】 ＜以下省略＞	（1）個人住民税賦課情報ファイル 1.自治体ｺｰﾄﾞ、2.宛名番号、 ＜以下省略＞	事後	システム委託業者の変更によるもの
令和7年6月27日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社アイネス	株式会社日立ソリューションズ西日本	事後	システム委託業者の変更
令和7年6月27日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	申告支援システム管理の委託	住民税課税支援システム（税務LAN）管理の委託	事後	システム委託業者の変更によるもの
令和7年6月27日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	申告支援システムの保守管理及び必要情報の資料登録等	住民税課税支援システム（税務LAN）の保守管理及び必要情報の資料登録等	事後	システム委託業者の変更によるもの
令和7年6月27日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	株式会社サンネット	株式会社日立ソリューションズ西日本	事後	システム委託業者の変更

令和7年6月27日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5,特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	[〇]提供を行っている　（　70　）　件	[〇]提供を行っている　（　72　）　件	事後	番号法改正による変更
令和7年6月27日	Ⅴ　評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	令和6年12月26日	令和7年6月27日	事後	基礎項目評価書公表に伴う変更
令和7年9月30日	Ⅰ　基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	記載無し	個人住民税申告ポータル	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和7年9月30日	Ⅰ　基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	記載無し	個人住民税について、オンラインで申告ができる機能	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和7年9月30日	Ⅰ　基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	記載無し	[〇]その他（マイナポータル申請管理）	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和7年9月30日	Ⅰ　基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	記載無し	マイナポータル申請管理	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更

令和7年9月30日	Ⅰ　基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	記載無し	・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和7年9月30日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 保管場所	庁舎においては、閉庁時・時間外にはセキュリティゲートにて入館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。 なおサーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 受託事業者で管理されているeLTAXの審査サーバ及び国税受信サーバは、次の建物自体（場所）に設置されている。 ・耐震性能は震度6強相当の地震にも耐えうる建物 ・水害対策として海岸線より離れた場所 ・自治体が定めている『液状化がほとんど発生しない地域』並びに『0.2m以上浸水しない場所』 また建物内は次のとおりセキュリティ対策が実施されている。 ・24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施並びに入退室チェックを実施している。 ・各ポイント毎に監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保している。 ・生体認証で入退出を行うマシン室内のサーバについては鍵付きラック内に設置されている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	庁舎においては、閉庁時・時間外にはセキュリティゲートにて入館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。 なおサーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 受託事業者で管理されているeLTAXの審査サーバ及び国税受信サーバは、次の建物自体（場所）に設置されている。 ・耐震性能は震度6強相当の地震にも耐えうる建物 ・水害対策として海岸線より離れた場所 ・自治体が定めている『液状化がほとんど発生しない地域』並びに『0.2m以上浸水しない場所』 また建物内は次のとおりセキュリティ対策が実施されている。 ・24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施並びに入退室チェックを実施している。 ・各ポイント毎に監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保している。 ・生体認証で入退出を行うマシン室内のサーバについては鍵付きラック内に設置されている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更

令和7年9月30日	Ⅲ　リスク対策 2.特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容	個人番号の入手時における届出・申請の内容及び本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 （eLTAXからの入手分） 〇本人又は本人の代理人、〇給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） 　地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 〇公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 　公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 〇国税庁 　国税庁から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁が岩国市を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 また、審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）では、上記のとおり、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。	個人番号の入手時における届出・申請の内容及び本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 （eLTAXからの入手分） 〇本人又は本人の代理人、〇給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） 　地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 〇公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 　公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 〇国税庁 　国税庁から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁が岩国市を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 また、審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）では、上記のとおり、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ 住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更

令和7年9月30日	Ⅲ　リスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜岩国市における技術的対策＞ ①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 ②不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜eLTAXの審査サーバ及び国税受信サーバの受託事業者における技術的対策＞ 特定個人情報のデータについては、日々、データのバックアップを実施しており、復旧を行うことが可能である。 特定個人情報を取得するために審査サーバ及び国税連携受信サーバへのアクセスを行う端末には別途、セキュリティソフトをインストールしており、外部媒体等へのコピーを制御している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける技術的対策＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	＜岩国市における技術的対策＞ ①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 ②不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜eLTAXの審査サーバ及び国税受信サーバの受託事業者における技術的対策＞ 特定個人情報のデータについては、日々、データのバックアップを実施しており、復旧を行うことが可能である。 特定個人情報を取得するために審査サーバ及び国税連携受信サーバへのアクセスを行う端末には別途、セキュリティソフトをインストールしており、外部媒体等へのコピーを制御している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける技術的対策＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜マイナポータル申請管理における技術的対策＞ ①LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ②マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更

令和8年10月9日	Ⅰ　基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、第9号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号）第2条の表 （情報提供の根拠となる項） 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173, （情報照会の根拠となる項）48	番号法第19条第8号、第9号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号）第2条の表 （情報提供の根拠となる項）1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,55の 2,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,112,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173, （情報照会の根拠となる項）48	事後	番号法改正による変更
令和8年10月9日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	[○]提供を行っている　（ 72 ） 件	[○]提供を行っている　（ 74 ） 件	事後	番号法改正による変更